

大阪市中央公会堂

施設利用辞退届並びに利用料金還付申請書

年 月 日

大阪市中央公会堂 館長

所在地.....

団体名.....

申請者..... (印)

TEL.....

FAX.....

下記のとおり、大阪市中央公会堂の利用を辞退し、利用料金の還付を申請します。

記

利用年月日	年				
	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()	月 日 ()
利用区分	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間	午前・午後・夜間
利用室名					
辞退の理由					
還付申請額	円	領収書番号			
還付方法	現金還付 ・ 振込還付				
現金還付の場合 来館予定日時	年 月 日 () 時頃				
振込還付の場合 振込希望口座	銀行名	銀行	支店	口座 種別	普通預金 ・ 当座預金
	口座 番号			口座 名義	フリガナ

※裏面の注意事項を必ずご確認ください。

※窓口での還付をご希望の方は、裏面の還付金受領書にご記名、押印をお願いいたします。

還付承認	館長	責任者	経理担当

公会堂記入欄	受付印	責任者
		受付担当

大阪市中央公会堂施設利用辞退に関する注意事項

1. 利用辞退に伴う利用料の還付期限は、集会室等は利用日の7ヶ月前、会議室等は利用日の2ヶ月前とします。
2. 上記期日は、公会堂に本書と「領収書兼使用許可書」が提出される日です。
なお、提出はファックスでも可能としますが、利用料の還付にはそれぞれの原本が必要です。
3. 窓口での利用料金還付には、本書と「領収書兼使用許可書」の原本が提出されてから1週間程度の日数が必要です。振込をご希望の場合は、本書と「領収書兼使用許可書」の原本を提出された月の翌月末の振込となります。また振込手数料は還付額より差引し、お客様負担となります。
4. ゆうちょ銀行への振込を希望される場合は、振込用の店名・預金番号・口座番号が必要です。
なお、次の方法でご確認いただけます。
 - ① ゆうちょ銀行お問い合わせセンター（0120-253-811 24時間年中無休）
 - ② ゆうちょ銀行Webサイト内の「振込（他の金融機関口座への送金）専用ページ
5. 振込の際、お客様の通帳には、振込元「サントリーパブリシティサービス(カ)」と記載されます。
6. 双方の機器トラブル等によるファックス文書の不着については一切の責任を負いかねます。手続きを確実にを行うため、書類の送信後には、電話等にて書面の到着確認をお願いします。
7. 手続き完了後、受付印が捺印された本書の写しをお渡しします。利用辞退された日程が過ぎるまでお手元に保管ください。
8. 本手続きに伴い取得した個人情報、当施設利用目的以外には使用しません。

※「集会室等」は大集会室、中集会室、小集会室、特別室、展示室（ギャラリー利用の場合）及び前掲の控室として予約された会議室等をいいます。

※「会議室等」は大会議室、第1～9会議室、展示室（会議室利用の場合）をいいます。

還付金受領書

大阪市中央公会堂利用辞退に伴う還付金を受領しました。

年 月 日

所在地

団体名

申請者

印

TEL

大阪市中央公会堂 様